

第1回食の安全を担う産業動物臨床検討委員会の会議概要 (産業動物臨床部会個別委員会)

I 日時 平成19年10月29日(月) 13:30~16:30

II 場所 日本獣医師会会議室

III 出席者

| | | |
|----------------|---|---------------------------|
| 【委員長】 | 横尾 彰 | 日本獣医師会理事 |
| 【副委員長】 | 麻生 哲 | 大分県獣医師会会長 |
| 【委員】 | 天野 弘 | 静岡県西部家畜保健衛生所家畜衛生課長 |
| | 犬丸 憲之 | 福岡県獣医師会(筑豊総合家畜診療所) |
| | 大井 宗孝 | 日本養豚開業獣医師協会理事 |
| | 小比類 卷志朗 | 青森県獣医師会(小比類卷家畜診療サービス会長) |
| | 坂井 利夫 | 坂井利夫家禽・家畜診療所代表取締役 |
| | 樋崎 茂 | 北海道獣医師会理事(北海道早来食肉衛生検査所所長) |
| | 中村 陽二 | 農場管理獣医師協会理事(中村家畜診療所院長) |
| | (欠席委員) | |
| | 酒井 淳一 | 山形県農業共済組合連合会第二事業部部長 |
| 【農林水産省】 | 小原 健児 | 消費・安全局動物衛生課課長補佐 |
| 【本会】 | 中川 秀樹(副会長)、大森 伸男(専務理事)、 近藤 信雄(産業動物臨床部会長) | |

IV 議 事

- 1 職域別部会の運営等
- 2 委員会の検討テーマ等
- 3 委員長・副委員長の選任
- 4 委員会における検討事項
 - (1) 食の安全を担う産業動物臨床の取り組みの現状と今後の課題
 - (2) 委員会の検討の方向
 - (3) その他

V 会議概要

近藤部会長(産業動物臨床部会)から、「食の安全・安心は国民の関心事であり、食品の偽装表示問題等が毎日のように報道されているにもかかわらず、食の安全・安心に係る獣医師自身の法令違反が見受けられる。このようなことは国民の信頼を裏切る行為であり、獣医師の社会的評価を下げることにつながる。獣医師が自らを省みて再発防止に取り組む必要がある。

産業動物診療獣医師は、国民の健康に寄与する使命があり、農家に適切な指導を行い、畜産物の安全確保に努める責務がある。各委員におかれては、更なる食の安全・安心に向けて活発な議論をお願いしたい。」旨挨拶があった。

1 職域別部会の運営等

事務局からの紹介に続き、各委員から自己紹介が行われた後、大森専務理事から、資料に基づき本委員会の組織上の位置づけ、委員構成、職域別部会運営規程等の説明が行われた。

(1) 資料「日本獣医師会組織機構図」に基づき、本会における職域別運営機関としての部会の位置づけが説明された。

(2) 資料「日本獣医師会部会(部会委員会)の構成」に基づき、各部会における部会委員会の構成が説明され、本委員会は産業動物臨床部会個別委員会に位置づけられる旨が説明された。

(3) 資料「日本獣医師会職域別部会運営規定」に基づき、特に以下について説明された。

ア 部会には常設委員会及び個別委員会を置く。

イ 本委員会は個別委員会であり、委員長・副委員長は委員の互選により選任する。

2 委員会の検討テーマ等

本委員会の検討テーマとしては、「食の安全確保のための畜産物の生産工程管理と産業動物臨床の方向－いわゆる生産農場管理獣医師制について－」とすることとされた。

3 委員長・副委員長の選任

横尾 彰委員が委員長に、麻生 哲委員が副委員長に全会一致で承認、選任された。

4 委員会における検討事項

(1) 食の安全を担う産業動物臨床の取り組みの現状と今後の課題

ア 横尾委員長から、日本獣医師会産業動物臨床部会産業動物・家畜共済委員会中小家畜動物臨床小委員会報告「－中小家畜動物臨床の課題－(中小家畜臨床専門獣医師の育成と臨床情報ネットワークの構築等)」の内容が資料に基づき説明された。

イ 農林水産省小原課長補佐から、資料「HACCP 方式を活用した飼養衛生管理の取組について」に基づき、HACCP に関する国の施策の説明及び獣医師に対する要望が述べられたが、その概要は以下のとおりであった。

- (ア) 農水省としては、個々の農場での飼養衛生管理が重要ポイントと考えている。そのベースの上での HACCP であり、現在、農場における HACCP の認証基準作りを行っている。
- (イ) 生産から消費まで一貫した衛生管理を行って安全な畜産物を消費者に届けるのが目標であり、厚生労働省は、総合衛生管理製造過程の普及を進めており、食肉処理施設等では ISO の認証を取っている。それに加えて生産段階で農水省が基準を作って認証する仕組みができれば、生産者から消費者まで認証されたシステムの中で管理された畜産物が届く仕組みが出来る。
- (ウ) 農水省は現在、畜産物の輸出振興を進めているが、輸出の際の衛生条件を取り交わす中で、いずれは HACCP や飼養衛生管理基準を行っていることがいずれ求められることにもなる。
- (エ) HACCP を進めていくためには、家畜保健衛生所の獣医師だけでなく、各農場での指導に民間の獣医師の協力が重要でありキーポイントであると思われる。今後も農水省の取り組みに協力いただきたい。
- (オ) HACCP に取り組めば、ポジティブリスト・飼養管理基準等、全てに対応できるような基準作りを進めている。
- (カ) 認証基準が出来た後には、認証に向けた指導に民間の獣医師が係わること重要であると思われる。

ウ 小原課長補佐の説明に基づき意見交換が行われた。大要次のとおり。

- (ア) 「農水省の HACCP 等の関連事業が現場の獣医師に伝わっていない。」という意見に対し、小原課長補佐から「都道府県が主体で行っている事業であり、各地域で連携を取ってもらうようお願いしている。」旨説明があった。
- (イ) 「行政の中では管理獣医師という言葉が使われていない。」に対し、「管理獣医師は、行政上は定義された言葉ではない。」旨回答された。

さらに、以下の意見が出された。

- (ウ) 行政上は管理獣医師の定義は定まっていないようであるが、農林水産省の「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本指針」において管理獣医師という言葉は使われており、このことを踏まえ、どのような呼称が適切か検討してもらいたい。
 - (エ) 認証に関するモデル事業の事業主体は都道府県であり、実施主体は家畜保健衛生所の職員であろう。しかし、今後事業を認証制度等に発展させていくうえは、現場の担い手である診療獣医師、獣医師会と都道府県等の自治体、消費者をつなぐ仕組みを考えていただきたい。
 - (オ) 埼玉県は、県で独自に認証が取れる体制を整備し、それを農家に薦めている。
- エ 麻生委員から、「食の安全を担う産業動物臨床検討委員会」資料の説明が行われた。以下の意見が出された。
- (ア) 生産から消費まで一貫した対応が必要となるし、診療獣医師の役割をみつめなお

す良い機会である。色々な要素を洗い出し、その上で仕組みを構築することが必要となる。

オ 北村顧問から、農場管理獣医師協会が畜産物の認証システムを立ち上げたことについてのこれまでの経緯が説明され、「埼玉県から、日本獣医師会を經由して全国に発信し、そして日本獣医師会が議論の中でこれらに積極的に取り組むよう考えている。」との発言があった後、中村委員から以下のとおり補足された。

(ア) きっかけは、生産者からの「獣医師が畜産物に関する証明書を発行することが出来ないか。」といった声からだった。

(イ) 五年後には肉牛で21万頭程度をこのシステムで認証することになると予想している。

(ウ) 認証には公的な裏付けが必要と考えている。将来的には日本獣医師会の事業として進めてもらいたい。

キ 農場管理獣医師協会について意見交換が行われた。大要次のとおり。

(ア) 「HACCPを意識しているのか？」との質問に対し、「HACCPは念頭においてはいい、農場での最低限の記録は取っているが文書化はしていない。クレーム対応等のマニュアルも作成していない。」旨回答された。

(イ) 「2007年9月に販売開始、消費者には好評とあるが、どういった点が消費者に喜ばれたのか？」との質問に対し、「獣医師が関与して証明してくれるので安心である」といった意見が聞かれた。」旨回答された。

さらに、以下の意見が出された。

(ウ) 産業動物の福祉（アニマルウェルフェア）についても、今後は考えていかなければならない。

ク 大井委員から提出資料の説明が行われ、それに基づき意見交換が行われた。大要次のとおり。

(ア) 農場にとってのHACCPの優先順位は本来上位であるべきであるが、厳しい現状の中では下位に位置している。日本獣医師会でもHACCPの講習会を開催しているが、特にテキストについては、①外国の資料等が多くもっとシンプルなものに、②書式をプリントアウトできるものに、③優先順位をつけて内容を構築、していただきたい。

(イ) 当初、農林水産省は認証までは必要ないものとしてガイドラインを作成し事業を進めてきたが、現場では認証制度を要望する意見が多かったことを受けて、認証のガイドラインを策定しているところである。全体の仕組みを作る中では獣医師がしっかり係わるのが重要と思われる。

ケ 坂井委員から、「食の安全を担う産業動物臨床検討委員会」資料の説明が行われた。

(2) 委員会の検討の方向

横尾委員長より「様々意見があるが、HACCPについてさまざまな取り組みがあり、その中で具体的に獣医師がどうかかわっていけるかを検討して行くことになると思われる。今後の検討の方向性について意見を頂きたい。」とされ意見交換がなされた。大要次のとおり。

- (ア) 今後、HACCP をスムーズに日本の畜産農家に定着させていかねばならない。大規模農家だけでなく中小規模農家も実行できるシステムが必要であろう。
- (イ) 平成8年から進めている事業であるが、なかなか成果を上げていない。様々な理由があるが、大家畜の生産者の安全に対する意識が中小家畜に比べると低いように思われる。
- (ウ) 管理獣医師に経費をかけることができるのかが問題。生産者の意識が上がればコスト負担も現実的なものとなる。
- (エ) HACCP の導入については、生産者が取り組みやすいように段階的に導入を進めていくべきであろう
- (オ) 「日本獣医師会が認証機関になることは可能なのか？」との質問に対し、小原課長補佐から「国としては飼養衛生管理基準を守ることが必要最低限のこととして定めている、HACCP については任意で行うものであり基準作りのために補助事業を行っているが、最終的にそれを誰が認証するかは民間で検討して頂きたい。」旨回答された。
- (カ) 「日本獣医師会はその認証団体になる意思があるのか？」との質問に対し、大森専務理事から「関係者間に長年の検討の経過があり、それらを集約した上で議論を発展する中で、方向性を決めていくことではないか。また、認定団体となるのであれば全国規模で考えねばならないだろう。そういったことも視野にこの本委員会で検討いただきたい。」とされた。

VI まとめ

- (1) 横尾委員長から、「今回は出席者からさまざまな意見を頂き感謝する。本委員会の今後の検討を進める参考にさせていただきたい。今後の進め方としては、生産者・消費者の要請を念頭に置きながら、HACCP については、農場にとって必要かつ実行可能な内容として獣医師が取り組むべき推進方策について考え、また、他の認証制度については、埼玉の事例も参考にしながら進めていきたい。
更に、アニマルウェルフェア、流通の問題等が出されたが、次回の委員会には、項目を絞って各委員から意見を提出していただき、課題整理をしていきたい。」とされた。
- (2) 近藤部会長から、「国内の畜産・食品の安全性を追求をしながら、外国産と差別化していくことに、獣医師がどのように貢献できるかが問題である。また、日本獣医師会の HACCP の研修会も今年度で終了する、その意味でもこの委員会を立ち上げたい意義は大きいと考えている。これからの各委員の活発な議論をお願いする。」旨挨拶があり会議を終了した。